



若年がん患者の方のための

にんようせい

妊孕性温存治療費助成のご案内

伊豆の国市では、がん治療等により妊孕性温存治療をした方に対して、費用の一部を助成します。静岡県の実施する静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業（以下、県制度）との併用も可能です。

妊孕性温存治療とは
生殖機能が低下し、または失う可能性があるがん治療等に関して、がん治療等の前に精子、卵子、卵巣組織を採取し凍結保存または受精卵を凍結保存する治療のこと。

1. 対象になる方

以下の①～④にすべてあてはまる方

- ①申請時において伊豆の国市に住所を有する方
- ②がん治療等により生殖機能が低下するまたは失う可能性があるとして医師に診断された方
- ③指定医療機関で妊孕性温存治療を受け、凍結保存時の年齢が43歳未満の方
- ④伊豆の国市や他の市町村及び県などが実施する妊孕性温存治療費の助成を2回以上受けていない方

※県事業「静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存治療支援事業」でも同様の助成制度を実施しています。詳しくは県のホームページでご確認ください。

2. 対象となる治療と助成金額

妊孕性温存治療に要した費用のうち、医療保険適用外の費用を助成します。

※入院費、入院時の食事、文書料等治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持に係る費用は対象外。

対象となる治療	助成上限額／1回あたり
精子の凍結保存	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結保存	35万円
胚（受精卵）凍結保存	40万円 ただし県制度を併用する場合は5万円
未受精卵凍結保存	40万円 ただし県制度を併用する場合は20万円
卵巣組織凍結保存	40万円

（初回の保存費用は含む）

※ 助成は1人2回限りです。

3. 対象となる医療機関

別紙参照

4. 手続きの流れ

治療後に必要書類を添えて健康づくり課へ申請してください。書類の審査後、伊豆の国市から助成金をお支払いします。

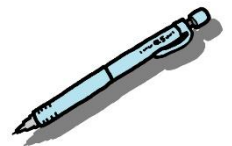
申請期限：治療終了日（治療に係る支払日）の属する年度の末日

※年度の末日が土日祝日の場合にはその直前の平日まで

※事情があり、申請期限までの提出ができない場合には、申請期限が過ぎる前にご相談ください。

5. 申請時に必要な書類等

- ①若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請書兼請求書（妊孕性温存治療分）（様式第3号）
- ②若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書（妊孕性温存治療実施医療機関）（様式第4号）
- ③若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書（原疾患治療実施医療機関）（様式第5号）
- ④化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（様式第5号の2）
- ⑤若年がん患者妊孕性温存治療費等助成に係る領収金額内訳証明書（妊孕性温存治療実施医療機関の連携機関）（様式第6号）
- ⑥婚姻関係を確認できる書類（胚（受精卵）凍結に係る治療の場合のみ。ただし、イトウは事実婚の場合のみ。）
 - ア. 二人の戸籍謄本
 - イ. 二人の住民票
 - ウ. 事実婚関係に関する申立書（妊孕性温存治療分）（様式第1号）
- ⑦住民票の写し **注）発行から3ヶ月以内であり、マイナンバーの記載がないもの**
 - ※職員が住民基本台帳を閲覧することに同意する場合は省略可
 - ※対象になる方が未成年の場合、申請者との続柄を記載したもの
- ⑧振込を希望する口座の通帳等（金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの）
- ⑨認め印 ※書類に不備があった場合に使用します。



～申請書類は以下の方法で手に入れることができます～

- ・健康づくり課窓口
- ・伊豆の国市ホームページよりダウンロード



6. 提出先・問合せ先

伊豆の国市役所 健康づくり課（韮山福祉・保健センター内） 平日 8:30～17:15

住所 伊豆の国市四日町 302-1

電話 055-949-6820

郵送不可